

請願番号	請願第6号	件名	「改正組織犯罪処罰法」の廃止を求める意見書の提出についての請願
受理年月日	平成29年 8月28日	請願代表者 住所・氏名	各務原市尾崎北町7丁目7番地 各務原市平和委員会 代表者 加納義久
付託委員会	総務 常任委員会	紹介議員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、 古川明美

(請願趣旨・理由)

「改正組織犯罪処罰法」は警察や検察の恣意的判断で一般市民や団体が捜査対象とされ、市民の思想や良心の自由を抑圧することにつながる悪法であり、廃止すべきです。

1. 政府は、共謀罪法（改正組織犯罪処罰法）を東京オリンピック等を開催するための「テロ対策」に必要だと主張しましたが、共謀罪の対象となる277の犯罪のほとんどはテロとは関係なく、同法がテロ対策だというのは口実にすぎず、国会審議の中でも破綻しています。「テロ対策」の法制度は既に整備されています。
2. 共謀罪法は処罰の対象をテロリストや暴力団に限定するものではなく、一般市民・団体も対象としています。また、「計画」、「準備行為」、「組織犯罪集団」の定義は曖昧で、何が罪に当たり処罰の対象となるのか知ることができず、市民の言論・表現・行動を萎縮させ自由を奪うものです。
3. 共謀罪法により、警察や検察の恣意的判断で一般市民や団体が捜査対象とされたり、プライバシーを侵害されたりする市民監視・言論弾圧の危険が現実化します。
4. 日本の刑法は既遂処罰が原則であり、「意思」を処罰することはありません。共謀罪法は刑法の原則を根本から破壊する憲法違反の悪法です。

(請願項目)

- 一、市民の思想や良心の自由の抑圧につながる「改正組織犯罪処罰法」は廃止すべきであるとの意見書を政府に提出されたい。

請 願 番 号	請 願 第 7 号	件 名	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願
受理年月日	平成 29 年 8 月 28 日	請願代表者 住所・氏名	各務原市尾崎北町7丁目7番地 各務原市平和委員会 代表者 加納義久 各務原市鵜沼朝日町5丁目234-3 新日本婦人の会各務原支部 支部長 高見益子
付託委員会	総 務 常 任 委 員 会	紹 介 議 員	波多野こうめ、永治明子、杉山元則、 古川明美
<p>(請願趣旨)</p> <p>核兵器の禁止は日本の国民的悲願といっても過言ではありません。国連で核兵器禁止条約が採択され9月20日から署名が開放されます。日本政府が速やかに禁止条約に調印することを求める意見書を提出されたい。</p> <p>悲惨な体験をした被爆者が地球上から核兵器をなくしてほしいと訴えています。核兵器は人類の生存と相入れない兵器であることも周知のことです。戦後72年、ようやくこの悪魔の兵器を禁止する条約が国連で採択されたことは歴史的にも画期的なことです。</p> <p>戦争による唯一の被爆国である日本は、核兵器禁止条約の締結に先頭に立って努力するべきです。</p> <p>(請願項目)</p> <p>一、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、条約の発効に真剣に努力するよう求める意見書を提出されたい。</p>			